



栃木県公報

令和2(2020)年
3月31日(火)
号 外
第 26 号

目 次

教育委員会

- 県立学校職員服務規程等の一部改正..... 1
- 栃木県教育委員会事務局処務規程の一部改正..... 5

教育委員会

栃木県教育委員会規則第六号

県立学校職員服務規程等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

県立学校職員服務規程等の一部を改正する規則

(県立学校職員服務規程の一部改正)

第一条 県立学校職員服務規程(昭和三十二年栃木県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(専決事項)</p> <p>第三十二条 校長は、その学校に係る次の事項については、専決するものとする。ただし、重要若しくは異例又は特に必要があると認められるものについては、この限りでない。</p> <p>一 九 略</p> <p>十 <u>所属の会計年度任用学校職員(会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年栃木県条例第十号)第二条第一項第一号に規定する事務職員及び同号に規定するその他の職員に限る。)</u>の採用及び退職(免職の処分による退職を除く。)並びに給料、報酬及び退職手当の額の決定</p> <p>十一 二十二 略</p> <p>2 略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第三十二条 校長は、その学校に係る次の事項については、専決するものとする。ただし、重要若しくは異例又は特に必要があると認められるものについては、この限りでない。</p> <p>一 九 略</p> <p>十 一月以下の任用予定期間の日々雇用職員の雇用</p> <p>十一 二十二 略</p> <p>2 略</p>

(栃木県青年の家規則の一部改正)

第一条 栃木県青年の家規則(昭和三十五年栃木県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(専決事項)</p> <p>第六条の三 <u>所長の専決事項は、次のとおりとする。</u>ただし、所長は、当該専決事項が重要若しく</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第六条の三 所長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、所長は、当該専決事項が重要若しく</p>

は異例又は特に必要があると認められるときは、
教育長の決裁を受けなければならない。

一 八 略

九 所属の会計年度任用職員の採用及び退職(免職の処分による退職を除く。)並びに給料、報酬及び退職手当の額の決定

十 所属の会計年度任用職員の育児休業及び育児休業期間の延長の承認

十一 十五 略

2 略

は異例又は特に必要があると認められるときは、
教育長の決裁を受けなければならない。

一 八 略

九 一月以下の任用予定期間の日々雇用職員の雇用

十 十四 略

2 略

(栃木県立図書館規則の一部改正)

第三条 栃木県立図書館規則(昭和四十六年栃木県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(専決事項)</p> <p>第四条の二 館長の専決事項は、次の各号に掲げる事項とする。ただし、館長は、当該専決事項が重要若しくは異例又は特に必要があると認められるときは、教育長の決裁を受けなければならない。</p> <p>一 六 略</p> <p>七 所属の会計年度任用職員の採用及び退職(免職の処分による退職を除く。)並びに給料、報酬及び退職手当の額の決定</p> <p>八 所属の会計年度任用職員の育児休業及び育児休業期間の延長の承認</p> <p>九 十二 略</p> <p>2 略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第四条の二 館長の専決事項は、次の各号に掲げる事項とする。ただし、館長は、当該専決事項が重要若しくは異例又は特に必要があると認められるときは、教育長の決裁を受けなければならない。</p> <p>一 六 略</p> <p>七 一月以下の任用予定期間の日々雇用職員の雇用</p> <p>八 十一 略</p> <p>2 略</p>

(栃木県立少年自然の家規則の一部改正)

第四条 栃木県立少年自然の家規則(昭和四十八年栃木県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(専決事項)</p> <p>第十一条 所長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、専決事項であつても重要若しくは異例又は特に必要があると認められるものについては、教育長の決裁を受けなければならない。</p> <p>一 六 略</p> <p>七 所属の会計年度任用職員の採用及び退職(免職の処分による退職を除く。)並びに給料、報酬及び退職手当の額の決定</p> <p>八 所属の会計年度任用職員の育児休業及び育児休業期間の延長の承認</p> <p>九 十三 略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第十一条 所長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、専決事項であつても重要若しくは異例又は特に必要があると認められるものについては、教育長の決裁を受けなければならない。</p> <p>一 六 略</p> <p>七 一月以下の任用予定期間の日々雇用職員の雇用</p> <p>八 十二 略</p>

2 略	2 略
-----	-----

(栃木県立文書館管理規則の一部改正)

第五条 栃木県立文書館管理規則(昭和六十一年栃木県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(専決事項)</p> <p>第十三条 館長の専決事項は、この規則に別に定めるもののほか、次のとおりとする。ただし、専決事項であっても、重要若しくは異例又は特に必要があると認められるものについては、教育長の決裁を受けなければならない。</p> <p>一〜六 略</p> <p><u>六の二 所属の会計年度任用職員の採用及び退職(免職の処分による退職を除く。)並びに給料、報酬及び退職手当の額の決定</u></p> <p><u>六の三 所属の会計年度任用職員の育児休業及び育児休業期間の延長の承認</u></p> <p>七〜八 略</p> <p>2 略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第十三条 館長の専決事項は、この規則に別に定めるもののほか、次のとおりとする。ただし、専決事項であっても、重要若しくは異例又は特に必要があると認められるものについては、教育長の決裁を受けなければならない。</p> <p>一〜六 略</p> <p>七〜八 略</p> <p>2 略</p>

(栃木県総合教育センター管理規則の一部改正)

第六条 栃木県総合教育センター管理規則(平成四年栃木県教育委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(専決事項)</p> <p>第五条 所長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、所長は、当該専決事項が重要若しくは異例又は特に必要があると認められるときは、教育長の決裁を受けなければならない。</p> <p>一〜三の二 略</p> <p><u>三の三 所属の会計年度任用職員の採用及び退職(免職の処分による退職を除く。)並びに給料、報酬及び退職手当の額の決定</u></p> <p><u>三の四 所属の会計年度任用職員の育児休業及び育児休業期間の延長の承認</u></p> <p>四〜六 略</p> <p>2 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〜五 略</p> <p>六〜八 略</p> <p>3 略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第五条 所長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、所長は、当該専決事項が重要若しくは異例又は特に必要があると認められるときは、教育長の決裁を受けなければならない。</p> <p>一〜三の二 略</p> <p>四〜六 略</p> <p>2 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〜五 略</p> <p><u>六 一月以下の任用予定期間の日々雇用職員の雇用</u></p> <p><u>七〜九 略</u></p> <p>3 略</p>

(職員の育児休業等に関する条例第九条に基づく特別休暇を定める規則の一部改正)

第七条 職員の育児休業等に関する条例第九条に基づく特別休暇を定める規則(平成七年栃木県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>職員の育児休業等に関する条例第二十六条第二項に基づく特別休暇を定める規則</p> <p>職員の育児休業等に関する条例(平成四年栃木県条例第二号)第二十六条第二項に規定する教育委員会規則で定める特別休暇は、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則(平成七年栃木県教育委員会規則第三号)第十一条第一項第十一号の休暇とする。</p>	<p>職員の育児休業等に関する条例第九条に基づく特別休暇を定める規則</p> <p>職員の育児休業等に関する条例(平成四年栃木県条例第二号)第九条に規定する教育委員会規則で定める特別休暇は、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則(平成七年栃木県教育委員会規則第三号)第十一条第十一号の休暇とする。</p>

(栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正)

第八条 栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(平成三十年栃木県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。)第四十七条の五第一項、第四項、第七項及び第十項の規定に基づき、栃木県立学校(以下「学校」という。)における学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置等)</p> <p>第二条 法第四十七条の五第一項本文の規定に基づき、別表に掲げる学校に協議会を置くものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(学校の運営に関する基本的な方針に定める事項等)</p> <p>第三条 法第四十七条の五第四項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>2 対象学校の校長は、法第四十七条の五第四項の規定による承認を得た基本的な方針に従い当該対象学校の運営を行うものとする。</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第四条 協議会は、法第四十七条の五第六項の規定</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。)第四十七条の六第一項、第四項、第七項及び第十項の規定に基づき、栃木県立学校(以下「学校」という。)における学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置等)</p> <p>第二条 法第四十七条の六第一項本文の規定に基づき、別表に掲げる学校に協議会を置くものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(学校の運営に関する基本的な方針に定める事項等)</p> <p>第三条 法第四十七条の六第四項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>2 対象学校の校長は、法第四十七条の六第四項の規定による承認を得た基本的な方針に従い当該対象学校の運営を行うものとする。</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第四条 協議会は、法第四十七条の六第六項の規定</p>

により教育委員会に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(職員の任用に関する意見の対象となる事項等)

第五条 法第四十七条の五第七項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項(特定の個人に係るものを除く。)とする。

2 前条の規定は、法第四十七条の五第七項の規定により協議会が教育委員会に対して意見を述べる場合について準用する。

により教育委員会に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(職員の任用に関する意見の対象となる事項等)

第五条 法第四十七条の六第七項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項(特定の個人に係るものを除く。)とする。

2 前条の規定は、法第四十七条の六第七項の規定により協議会が教育委員会に対して意見を述べる場合について準用する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会訓令第二号

本 局
教育事務所

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県教育委員会事務局処務規程(昭和六十一年栃木県教育委員会訓令第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第一(第五条関係)				別表第一(第五条関係)			
一 教育次長、参事、課室長、総括課長補佐及びリーダー専決事項				一 教育次長、参事、課室長、総括課長補佐及びリーダー専決事項			
1 共通専決事項				1 共通専決事項			
教育次長専決事項	課室長専決事項	総括課長補佐専決事項	リーダー専決事項	教育次長専決事項	課室長専決事項	総括課長補佐専決事項	リーダー専決事項
略	一〇 十一 略 十二 所属の会計年度任用職員の採用及び退職(免職の処分による退職を除く。)並びに給料、報酬及び退職手当の額の決定	略	略	略	一〇 十一 略 十二 臨時補助員の任免	略	略
	十三 所属の会計年度任用職				十三 パート職員の任免		

	員の育児休業 及び育児休業 期間の延長の 承認 十四、十九 略					2 特定専決事項 総務課関係	教育次長 専決事項 参事 専決 事項 総務課長専決 事項	総括 課長 補佐 専決 事項 リー ダ ー 専決 事項	略 一 略 二 臨時又は非 常勤の嘱託 員、調査員及 びこれらに準 ずる者の委嘱 及び解嘱(高 校教育課の所 掌に属するも のを除く。) 三 臨時又は非 常勤の嘱託 員、調査員及 びこれらに準 ずる者の報酬 及び費用弁償 の額の決定 (高校教育課 の所掌に属す るものを除 く。) 九、四、八、略 九 退職手当 (知事の承認 を要するもの		略 一 略 二 非常勤職員 の報酬及び費 用弁償の等級 の決定 八、三、七、略 八 退職手当 (知事の承認 を要するもの			2 特定専決事項 総務課関係	十四、一月以下 の任用予定期 間の日日雇用 職員の雇用 十五、臨時又は 非常勤の嘱託 員、調査員及 びこれらに準 ずる者の委嘱 及び解職 十六、二十一 略						2 特定専決事項 総務課関係	教育次長 専決事項 参事 専決 事項 総務課長専決 事項	総括 課長 補佐 専決 事項 リー ダ ー 専決 事項	略 一 略 二 非常勤職員 の報酬及び費 用弁償の等級 の決定 八、三、七、略 八 退職手当 (知事の承認 を要するもの
--	--	--	--	--	--	-------------------	--	--	--	--	---	--	--	-------------------	--	--	--	--	--	--	-------------------	--	--	---

	及び会計年度任用職員に係るものを除く。)の決定			を 除く。)の決定	
施設課関係(義務教育課関係 略 高校教育課関係)			施設課関係(義務教育課関係 略 高校教育課関係)		
教育次長専決事項	高校教育課長専決事項	総括課長補佐専決事項	教育次長専決事項	高校教育課長専決事項	総括課長補佐専決事項
略	<p>一 会計年度任用学校職員(会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年栃木県条例第十号)第二十条第一号に規定する非常勤の講師及び技術職員に限る。)の採用及び退職(免職の処分による退職を除く。)並びに給料、報酬及び退職手当の額の決定</p> <p>二 十二 略</p> <p>十三 県立学校の臨時又は非常勤の嘱託員、調査員及びこれらに準ずる者の委嘱及び解嘱</p> <p>十四 県立学校の臨時又は非常勤の嘱託員、調査員及びこれらに準ずる者の報酬及び費用弁償の額の決定</p>		略	<p>一 県立学校職員のうち非常勤職員の給与支給額の決定及び任免</p> <p>二 十二 略</p> <p>十三 県立学校職員のうち非常勤職員の勤務時間その他の勤務条件の決定</p>	

十五・十六 略	
十七～二十四 略	

十四・十五 略	
十六 県立学校の 学校医等の 委嘱	
十七～二十四 略	

特別支援教育室関係～文化財課関係 略

特別支援教育室関係～文化財課関係 略

二 所長及び総括所長補佐専決事項

二 所長及び総括所長補佐専決事項

所長専決事項	総括所長補佐専決事項
一～十二 略	略
十三 所属の会計年度 任用職員の採用及び 退職(免職の処分に よる退職を除く。) 並びに給料、報酬及 び退職手当の額の決 定	
十四 所属の会計年度 任用職員の育児休業 及び育児休業期間の 延長の承認	
十五～二十五 略	

所長専決事項	総括所長補佐専決事項
一～十二 略	略
十三 臨時補助員の任 免	
十四 パート職員の任 免	
十五 一月以下の任用 予定期間の日日雇用 職員の雇用	
十六～二十六 略	

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

(総務課)